

平成29年6月甲良町議会定例会会議録

平成29年6月7日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	西川誠一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
副町長	大橋久和	教育次長	福原猛
総務課長	中川雅博	学校教育課長	大和高成
税務課長	中川愛博	社会教育課長	大野けい子
住民課長	村岸勉	保健福祉課長	米田志保子
総務課参事	橋本浩美	保健福祉課長	小林千春
企画監理課長	宮川哲郎	建設水道課長兼 人権課長	中村康之
産業課長	北坂仁	会計管理者	西村克英

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	藤井千恵
------	-----	----	------

(午前9時02分 開会)

○西川議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、6月定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 田中議員、3番 山田充議員を指名します。

○西川議長 日程第2、6日に引き続き一般質問を行います。

それでは、2番 田中議員の一般質問を許します。

2番 田中議員。

○田中議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、総務委員会のメンバーではないのでお聞きいたしますが、いろいろなところで3月の総務委員会の中の話が出てきます。また、5月25日の全協が開催されて、いろいろ質疑がされたと思いますが、私はあいにく両方を欠席させていただいておりましたので、質問が重複するかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

特に、コンプライアンスの面においてもお聞きしますので、よろしくお聞きいたします。そもそもコンプライアンスとは、いろいろ調べてみますと、法律や条例を遵守するだけでなく、社内規定、マニュアル、企業理念、社会貢献の遵守の意味もあり、さらに企業にリスクを回避するため、どのようなルールを設定していくか、どのような運用をしていくかという環境の整備までも含んでいるとあります。

この件はさておきまして、1番の税金横領問題について、1から3までは関連したものなので、まとめてお聞きいたします。3月の総務委員会で税務課内の保存データ2,000件が消失したとお聞きしましたが、私は総務委員会のメンバーではありませんので、詳しくお聞きしたいと思います。2,000件のデータは誰が消したのか、また、データフォルダは誰でも使えるようなフォルダになっていたと聞いておりますが、どうですか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、1つ目の誰が消したのかということですが、4月の中旬ごろに関係職員に聞き取りをしました。その中で、誰が消したかというのは特定はできません。フォルダが誰でも見られるのかということですが、もともと大元で税務課の共有フォルダというような大くくりの中のことですので、税務課の職員でしたら、誰でも閲覧もできますし、操作もできるフォルダで

あります。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 誰が消したとは特定されていない認識でいいんですよね。

○中川総務課長 はい。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 その消されたとされるそのデータは、どのような内容のものだったのか、そのデータはどの程度重要なものだったのか、小島容疑者の横領額が確定できるようなデータが消されたのか、お聞きします。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 6,000件あまりの未納金のデータを整理しまして、横領額の確定に用いるということで整理をしていたデータでございます。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 2,000件のデータが消失したと聞いておりますが、その当時の税務課の管理者は復元等の指示を部下にされておられるんですか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 復元するよとということで指示をしていると聞いています。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 この間、町民に、全戸に配られたこの用紙は、そのことが書いてあるんですけど、3月3日に消失したと判明して、この時点では復元せえという指示はなかったというように書いているんですが、4月3日に現総務課長が町長から言われて、データを復元せえということで間違いはないんですか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 データを消失したということ町長等に報告している際、3月に町長からも担当職員にも指示がありましたし、当時の責任者も同席していましたので、指示を一応しているとは考えております。

改めて4月に入って、私が税務課長になりましたので、改めてそのデータの整理をするよとという指示はさせていただきました。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。では、その2,000件のデータは復元できたのか、また復元するのにどのような状態で復元されたのか、お聞かせ願います。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 議員は総務委員会とかに出ておられないのでという注釈がありましたけども、そのときにも説明させていただきましたが、もともと整理をした2,000件、それを元に戻すとかいうこともありますけれど、もともと6,000件、小島容疑者が横領したものかどうかと、そこから洗い出

すという作業ですので、消えたデータそのままを復元するという意味ではなくて、もう1回6,000を洗い直すという形で作業を進めているということでございますので、復元という意味合い、データを整理するという意味では進めているということでございます。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。では、6,000件の元データ、それは全て残っているとお聞きしておりますが、どうなのか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 このもともとの6,000件のデータは、未納金、甲良町に納めるべきお金が滞納で残っているというデータを整理していった、その中に小島容疑者が横領したものがないかという整理ですので、もともと横領データを整理しているものではないという理解をひとつしていただきたいと思えます。もともとの未納金の中で、小島容疑者がとったであろうと思われるもの、それから、そもそもこれは例えば住民Aさん、Bさんが本当に滞納している金額かどうかということの洗い出しをしていった、その中から容疑者が、これはもうほぼ横領しているやろうというものを追加で上げていこうという整理ですので、そういう理解をしていただければと思います。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。では、6,000件のデータは全然手つかずというか、現状のまま残っているという理解でよろしいですか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 何べんも言いますが、未納金データですので、そもそもその未納金データはあります。それが、全部消えたということではございません。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 じゃ、2,000件の消えたデータというのは、どういうものなんでしょうか。もう一度、詳しく教えていただけますか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 その中から整理をしていて、システムでいいますと、未納金ですので、簡単に言うと、役場の本体のデータに残っていると。それを安易に消すことはできません、元ですので。そこから整理してきたものは、エクセルシステムで整理をしていったものを蓄積していきますので、6,000から抽出してきた2,000件が消えたということです。エクセル管理をしていたものです。役場のシステムではないということです。そういうシステムをつくっていませんので、そもそも。そういう意味です。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ということは、その2,000件のデータというのは、税務職員

がつくったデータという理解でよろしいですね。6,000件の中から分別していったデータで、その2,000件のデータが重要なものだったのか、消しても別にすぐ復旧できるものなのか。復旧という作業をするというのは、コンピューターの中のハードディスクを取り出して、もう1回、業者にやってもらおうとかいう形じゃなく、一般作業でできるということですか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 一般作業といいますか、そもそもそういった横領されると想定していませんので、システムがあるはずもありませんので、もうエクセルで整理をするしかないという形でやっていったということでございますので、システムがどうだからというて、そのデータが重要であるかないかというのはちょっと違うとは思いますが、横領額確定に向けて整理していったデータですので、それはすごく重要な資料にはなると思います。これを早くして行って、横領額を確定して行って、今は刑事事件、それから、小島容疑者の破産事件が進んでいますけれど、民事裁判に持って行って、町の考えとしては確定した額の弁済を求めていくという作業を進めていますので、これはすごく重要なデータで進めていく必要があると考えています。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。その税務課職員が消したといわれるデータなんですけど、消したことに関してはヒューマンエラーじゃないんですか。見解をお願いいたします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 総務課で聞きとったペーパーを5月の全員協議会で配らせてもらいました。調査しますと、誰が消したということは特定できませんので、管理上のことが関係するのではないかなとは思っております。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。次の質問にいきます。その分析は今どこまで進んでいるのか。その6,000件のデータを分析すれば、そのまま証拠として警察に提出できるようなものなのかお聞きいたします。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 6,000件のデータを全部警察に提出するものではございません。先ほども言いましたように、もともとある未納金データを整理してということですので、警察に提出する件数、金額は幾らになるかはまだ今のところ。全部、6,000件、確認ができていませんので、できていないということです。今、作業はおおよそ6,000件のうち3,000件までは整理ができつつあるということでございます。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。次の4番、5番の質問に入らせていただきます。

副町長にお聞きします。3月の総務委員会で突然、消失を発表されたと聞きましたが、町長はその発表は知っておられたのですか。また、町長、税務課は消失の今後の対応を協議されたのかお聞きします。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 町長は、発表することは知らなかったと言っています。それと、今後の対応を協議されたかということですが、それはされていません。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 町長には報告がなく、総務委員会で発表されたということですよ。町長と協議ないのなら、先ほどお話ししましたコンプライアンスに該当するんじゃないかと思うんですが、コンプライアンスといえば法令厳守ではなく、企業リスクを回避するためにどのようなルールを設定していくかという、どのように運用していくかという考えを、その環境まで含んでいるとありますが、これははっきり言わせてもらおうと、公務員の守秘義務違反じゃないんでしょうか。見解を。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 そもそもこういう場で発表する場合は、内部協議というのが必要になります。そこで、町長の決裁をとって、発表するのが今までの恒例でありますので、その内部協議ができていないということになりますと、先ほどのコンプライアンスの中の法令遵守だけではなく、ルール違反というのか、その中で協議したことを発表するのが常でありますので、その点からいくと少しルール違反になるのかなと思いますし、守秘義務違反と言われると、そもそも守秘義務違反でありますと、情報自体が情報公開条例に鑑み、違反するようであれば、それに該当するんですが、そこら辺はちょっと今、そこまで分析していませんので、職務命令違反、また守秘義務違反、コンプライアンス等々いろんなことが考えられますので、そこら辺をもう少し分析して進めていきたいなと思います。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 コンプライアンスの点についても精査していただいて、ルールづくりをはっきりしていただきたいと思います。

それでは、5日の全協でお願いいたしました、税務課職員の勤務状態をお聞きしたいと思います。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 当時、税申告の時期でありましたので、一部の職員は残業も目立ったような勤務状態だったかなと思います。

- 西川議長 田中議員。
- 田中議員 ありがとうございます。長期病欠されているお一人の勤務状態に無理はなかったのか。また、他の職員と連携して勤務をされていたのかお聞きします。
- 西川議長 副町長。
- 大橋副町長 当時の管理職については、残業と申しますか、それは3日間ぐらい。一部は全然していない管理職もあったんですが、3日間ぐらいの残業で、休暇も取られていますし、そんなに無理して勤務していたとは思えません。
- 西川議長 田中議員。
- 田中議員 そうすると、今、病気されているお二人は、そう苛酷な勤務をされていたから病気になったというわけではないと思われるんですか。
- 西川議長 副町長。
- 大橋副町長 勤務状況を見ると、そのようなことです。
- 西川議長 田中議員。
- 田中議員 長期病欠されているお二人の今現在の病状とお見舞い等の確認はされておられるんですか。
- 西川議長 総務課長。
- 中川総務課長 まず、最新、このひと月ほどの診断が出ましたので、切れる前に総務課としては具合を聞きに電話はさせていただいたということで、まだ芳しくないし、だんだんひどくなるというような電話で報告をいただいた後、1人については2カ月出ていますし、1人についてはひと月出ています。その後、またひと月更新されたというような状況です。
- 西川議長 田中議員。
- 田中議員 一日も早い職場復帰をお願いいたします。
- 次、6番の質問に入ります。突然、元職員、小島が逮捕されましたが、そのきっかけはどのようにお考えですか。逮捕前に町に連絡がなかったとお聞きしていますが、また、副町長誕生と何か関連があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 西川議長 総務課長。
- 中川総務課長 告訴が昨年11月にありました、逮捕が5月でありました。告訴した時点で検察当局の方に委ねておりましたし、逮捕についての事前連絡も何もなかった突然の逮捕でした。
- 西川議長 田中議員。
- 田中議員 ありがとうございます。それに関連して、副町長が就任されて、約2カ月になりますが、役場全体の雰囲気はどうか、また、管理職の重圧は

軽減されたのか、町長にお聞きします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、副町長の位置づけですが、地方自治法上も位置づけられておりまして、当然、行政が事業を進めていく上でのポジションであります。実際、法律とか条例等で副町長のポジション、役目なりも決まっておる部分もあります。当然、その位置には副町長も入っていただいておりますし、特に4月以降、初めて誕生されたということですので、まず、以前に談合疑惑がありましたので、その審査会の会長を副町長にお願いして、引き締めをしていただいておりますし、定例の監査も事務の監査ですので、副町長に出していただいて、指摘事項等があったら、その職員に指導してもらおうと。それと、横領事件もありますので、徴収対策の方で組織をちょっと強化していきたいということで、その長にもなっていただいて、5月に初会合されて、その欠損についての協議はしていただいております。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 副町長が就任されて、少しは役場の状態も改善されたという理解でいいですね。ありがとうございます。

次の質問に入ります。元職員が逮捕され、44万の横領となっていて、5月31日は再逮捕されたようですが、今後の対応はどのようにお考えでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、刑事事件については当局なり、司法の判断になりますので、町としては注視していきたいと思っておりますし、あと町としては、被害額の決定をどこかの段階でしていかなければならないと思います。その場合、ルールの話ですが、地方自治法の第243条の2の3の規定によりまして、「地方公共団体の長は監査委員に対して、その事実を監査していただいて、賠償責任の有無および賠償額の決定を監査委員に求める」となっておりますので、最終は監査委員さんが町としての被害額を決定していただくということになります。その決定に合わせて、民事訴訟なり、ほかの対応を決定していかなければならないかなと思っております。

あとは、今現在、第三者調査委員会の報告を受けまして、再発防止に努めていきたいと思っております。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。小島容疑者が滞納金を自分で集金して、横領し、滞納の台帳とか帳簿とかわかりませんが、入ったように元データを消して、滞納がないように改ざんしたと聞いておりますが、このような作業を1人でやっていたと聞きましたが、その後の対応はどのような処

理をしているのか。確認は複数の職員でされていると聞いていますが、税務課以外の集金も含め、処理はどのようにされておられますか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 まず、税務課です。現金の取り扱いは、基本的に行わないということで、以前は税務課窓口で現金を持ってこられた場合、税務課でお金を扱ってということをやっていましたが、全て会計室へ納入するようということをお願いをしております。

あと、その日、その日の入金に係る日計表とかいうのがあるんですけど、その確認をシステムと、職員からの報告を私がつけ合わせをしまして、金額に間違いはないかということで処理をするようにいたしております。大まかには以上になります。

○田中議員 ありがとうございます。

○西川議長 ほかも聞きますか。

○田中議員 ほかも。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 私どもでは、上下水道料金、分担金を取り扱っておりますが、税務課長の答弁のとおりでございます。

○田中議員 ありがとうございます。

○西川議長 教育次長。

○福原教育次長 教育委員会でも現金の取り扱いについては、税務課と同じです。ただ、保育料につきまして、保護者の方が各保育園に持っていかれる場合があります。その場合については、必ず園の方でも複数で確認して、印鑑を押すようにして、教育委員会に持ってきていただいて、その現金を教育委員会の職員2名が印鑑を押して会計に持っていくという体制でやっております。

○田中議員 ありがとうございます。

○西川議長 小林保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 保健福祉課の方では、介護保険料を収納いたしております。現金を取り扱うことを極力控えるために、会計あるいは金融機関での納付の方をお願いしている状況です。また、やむを得ず現金を窓口で収納する場合においては、収納簿に記載させていただいて、毎日、金融機関が集金にこちらの方は来ますので、そちらの方で課長と担当でダブルチェックをさせていただいて、納付の方をさせていただいております。

それと、保険料の入金データの取り扱いについては、金融機関データが届いた段階で納付書と入金シートというのを作成しまして、それでダブルチェックの方をさせていただいて、入金を依頼させてもらう形にして、調定をし

て、それから台帳の消し込みをさせていただいております。

○田中議員 ありがとうございます。

○西川議長 住民課長。

○村岸住民課長 住民課の方におきましても、後期高齢者医療の保険料がございいます。そちらの方につきましても、現金の取り扱いにつきましてもは税務課同様、直接行わないということと、現金がありましたら、そういったものについては入力確認書というものを作成しまして、一人一人のお金とその金額を毎日確認させていただいて、入力をさせていただいて、調定を起こさせていただくという作業を行っております。

○田中議員 ありがとうございます。今後も再発防止と早期の全面解明に尽力をお願いいたして、次の質問にいきます。

2のシルバー人材センターについてお聞きします。シルバー人材センターは、平成7年に設立されたと聞いております。高齢者の豊富な知識や経験を生かして、就業の機会を提供することにより、健康づくりや社会参加に大いに寄与されて、地域社会の活性化、福祉の向上にも貢献されていて、深く敬意を表するところであります。私も微力ながら、この活動を応援させていただいているんですが、今後もますます充実、発展を願うために少し質問をさせていただきます。

まず最初の質問です。甲良町から年間95万の補助金が出ていると思いますが、経営状態は大丈夫なんですか。資金不足などは生じていないか、また、主な収入財源や予算総額はどれぐらいでしょうか。

○西川議長 小林保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 まず、仕事の依頼件数ですけれども、26年が677件、27年が648件、28年が692件で、少ない仕事の中で会員のやりくりをしながら経営されているようですが、管理委託されている水稻硬化苗で黒字化が出ており、資金不足の方は生じておりません。金額の方なんですけれども、28年度が配分金総額が3,427万4,397円となっております。

以上です。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。次の質問にいきます。

登録者状況と仕事のバランスはうまくいっているのか。一部の人が独占しているようなことも聞いたことがあるんですが、大丈夫でしょうか。

○西川議長 小林保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 登録者と仕事量のバランスは今、取れていると聞いております。しかし、会員数も減少する傾向で、現在、登録している会員数は92名です。各会員の仕事に対する能力なども考慮しながら、仕事の分担を決

められているようですが、一部の仕事を独占することはなく、大きな作業場所などはリーダーを決めて作業をしてもらっている場合があるようです。

以上です。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。3番目の質問にいきます。

登録者は委託した元からの仕事内容、不満や不平はないのか。あれは、その対処法は。例えば、仕事ぶりを見て、危険を感じるとか、仕事がきちんとできていないとか、後始末が不十分とか、また登録者同士のトラブルとか、そういうものはありませんか。

○西川議長 小林保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 まず、会員さんからの要望で、80歳を過ぎても従来の仕事を続けたいというような声が聞かれましたけれども、シルバーとしましては、今後も事故防止を図り、安全に作業していただくために、80歳以上の会員の方の働き方について、現在、簡易な作業への取り組みを検討されているようです。

あと、委託元からは、一會員の仕事ぶりについて、例えば、会社内をうろろろするから危なっかしいとか、きれいに掃除ができていないなどの注意勧告を受けることがあって、シルバーの職員がその会員に対し指導を行っております。何度指導していても改善が見られなかった場合などについては、その仕事内容をおわっていただいたりなどの対応をされているようです。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。4番目の質問にいきます。

シルバー人材センターに登録する場合、決まり事とかはあるのか。例えば、甲良町内に住んでいる人間だけとか。先ほど言われました、80歳が定年で、80歳以上は軽作業ができると聞いておりますが、その点は守られておられますか。

○西川議長 小林保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 まず、シルバー人材センターには定年制はありません。

80歳以上の方でも働く意欲のある方は、そのまま会員として残っていただけるようになっております。

まず、シルバー人材センターの目的というものがあまして、その目的に賛同し、入会を希望する方で、町内在住でおおむね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方が会員として申し込みをいただくことになっております。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。登録のときに、健康面とかのチェックとかはされておられるんですか。

○西川議長 小林保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 健康面には、加入時と年度ごとの更新のときに、シルバーの事務所の方に来ていただいて、面談させていただいて、健康チェックについての聞き取りをしていただいているようです。また、日ごろの働きぶりとか健康の度合いなんかも、職員の方がチェックされているようです。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。適切な運用をお願いいたしまして、次の質問にいかせてもらいます。

3番の街路樹についての質問です。道路と歩道の間にある街路樹の植え込みですが、景観もよく、大変すばらしいことだと思いますが、私が質問書を出した途端に、5月末からきれいに整備をされておられましたので、それでも一応、質問させていただきます。

今後、ユニバーサル製缶から呉竹に至る町道の植え込みの葉刈り、その年間の頻度、計画はどれぐらいされておられますか。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 今、議員がおっしゃられた道だけではございませんが、おおむね年2回ということで、大体6月、9月ぐらいに予定をしております。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 尼子小川原間の点滅信号の交差点、今の季節、草木の成長も早く、大変見通しが悪く、ユニバーサル製缶から呉竹に抜ける道の直線道路なので、結構スピードも出されています。また、通学路でもあり、押しボタン信号があるんですが、私もたまに見かけるんですが、押さずにそのまま左右を見てわたっていく子どもたちも多数おられます。子どもより背丈が高いので、直線から来る車からはなかなか見にくい、発見が遅れる、事故につながる可能性もありますので、もう質問書には伐採してはどうかと、大変乱暴な書き方をしたんですが、桜の木もありますので、枝が切れるか、切れないかちょっとわからないんですけど、枝をもっと払っていただいて、植え込みも低くしていただくと、もっと見通しがよくなると思いますが、どうでしょうか。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 今の箇所につきましては、私の方から枝払い、また葉刈り等はもう指示を出しているところでございます。

○西川議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。そう言っていただけると、一番ありがたいと思います。現状の維持をお願いいたしまして、今後も議会と行政がともに連携をとって、町民の期待に応えられるように行政運営をお願いいたしま

して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○西澤議員 議長。議場のお願いです。傍聴者の席がいっぱいですので、マスクさんの席をこっちに増やすか、詰めてもらうかなり、適切な指示をお願いしたいと思います。

○西川議長 もう詰められないですか。詰めてください。

○西澤議員 ありがとうございます。

○西川議長 田中議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番 山田です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。時間もないので、早速、質問に入りたいと思います。

まず、1の着服事件のK氏の逮捕を受けてということで、①の質問に入りますが、ここでの問題は、机の中に192件の3連の用紙が入っていたということなんですが、これはもっと机のチェックを早くやっていたら、少ない金額で済んでいたかもしれないので、それを全然やっていたという行政にも責任があると思うんですけど、机のチェックは今どのように行っているのかお聞きします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 去年もそういうご指摘をいただきまして、去年の9月に指摘をいただきましたので、9月に実施をしております。今年度については、5月に机、ロッカーの中をチェックしなさいと、抜き打ちで各所属長に指示をして報告をいただいたところであります。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今、5月と言われましたが、これから間隔的にはどのぐらいのペースで、1年間やっていくつもりですか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 年1、2回は抜き打ちでやりたいなどは考えております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと年に1回とか2回とか、少ないと思いますので、もっと多くやっていただかないと、こういう事件があったんですから、ちょっと真摯に受けとめて積極的にやってもらうよう頼みます。

それで、これをやられていまして、前まで伝票とか現金などは見つかったという報告はありましたでしょうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 いいえ、そういう報告はないです。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 なかなか報告も、上司としてもしづらいと、注意だけで済んでいることもあるかと思えますけど、できるだけこれはしっかりとやっていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

続きまして、②の質問に入りますが、5月12日にテレビで、前年の7月ごろでしたかの再放送において、小島容疑者がデータの変え方も知っていたし、帳尻の合わせ方も知っていたと言っていたが、そのやり方を行政はきちんと把握しているのかお聞きします。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 詳細はちょっと控えさせていただきたい、捜査が今、進んでおりますので。ただ、データの改ざんの手口がこういうやり方があるとかいうことはある程度は行政の方でも把握をしております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そのやり方なんですけど、税務課の職員だったら誰でも知っているのかというのか、一部の職員だけが知っているのかというところだけ、言われればお答えください。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 徴収事務の担当がこの作業をしておりますので、徴収事務の担当であれば、そこそこシステムのさわり方はわかるんかなとは思ひます。税務課職員でも、それに携わっていない者については、システム自体さわれませんし、細かいところまではちょっとわからないのではないかと考へております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。それで、③の質問に入りたいと思ひますが、これはパソコンの操作についての単純なことを聞くんでありますが、パソコンにログインするときに、各職員が入る場合はどんな操作を行って入っていくのかお聞かせください。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 パソコンをログインする場合には、まず電源を入れまして、個人のID番号を入力します。あと、静脈認証、手のひらを機械の上にかざすことで個人が認証され、パソコンが使えるような形になります。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そうすると、その本人しか入れないパソコンで認証するということなので、それはいいと思ひます。それで、続いて④の質問に行くんですけど、共同フォルダにログインするには、またどのような操作が必要になるのかお聞きします。

○西川議長 企画監理課長。

- 宮川企画監理課長 まず、パソコンの画面を開きまして、フォルダをクリックすれば、所属課のフォルダには入れます。例えば、総務課の職員が企画監理課のパソコンを使いまして、その静脈認証をしたとしても、それは総務課のフォルダにアクセスできることになりまして、企画監理課のパソコンであったとしても、企画監理課のフォルダには入れなくなっております。
- 西川議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 前に比べて、それはよくなっているんですか。システム上、この前、変わったと言われたんですが、それからになったんでしょうか。
- 西川議長 企画監理課長。
- 宮川企画監理課長 基本的にセキュリティを上げた部分については、まずパソコンに入るといところがセキュリティを上げたところでありまして、今、私が申しましたほかの課のパソコン、当時はほかの課のパソコン、静脈認証もないころにつきましては、総務課のパソコンであれば、総務課のフォルダに入れまして、例えば私は今、企画監理課ですけど、総務課のパソコンを開きまして、総務課のフォルダにアクセスしようとする、それはできました。ただ、パソコンについては個人、個人で使えないように指示されていますので、必ず総務課の職員の承諾を得て、そこに入っていくというような形にはなっております。
- 西川議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 そのやつは、いつから始まったんですか。言われている、ほかの課からでもほかの課に入ろうと思ったら入れたというのは、いつまでですか。
- 西川議長 企画監理課長。
- 宮川企画監理課長 誰でも総務課のパソコンを開けられれば、すぐ入れるというような言い方をちょっとさせてもらったんですけど、実際はそういう形ではなくて、まず認証がなかった時代については、パソコンの起動をさせますと、1つ目の壁といいますか、ハードルがあります。そのハードルというのは、まず画面を開いてくださいというようなハードルがあるので、そこについてはそれぞれの職員の番号とパスワードはそれぞれ入れなくてはいけないので、私が例えば総務課のパソコンを使おうと思うと、私のパスワードじゃなくて、総務課職員のパスワード等を入れないと、総務課のフォルダは開けないという状況でありましたので、ちょっと最初の言い方が、すぐ入れるような形で言ったんですが、まずは総務課職員のパスワードでないと、総務課のパソコンは開けなくはなっております。
- 西川議長 その時期はいつですか。
総務課長。

- 中川総務課長 昨年、セキュリティポリシーをつくらせてもらうときに、一緒にハード面も整備させてもらうということで、事業自体は3月末で完了しています。運用を今、やっているということでもあります。
- 西川議長 日にちは、4月からですか。
企画監理課長。
- 宮川企画監理課長 3月にそれぞれ、職員の静脈の登録をしまして、あとは3月の下旬ぐらいにはそれぞれスタートはさせていただいてまして、今現在はもう全ての職員に静脈認証は指示しております。
- 西川議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 最近できたということなので、昨年度におきましたら、もしほかの人のパスワードとか、そういうのを聞いて、そこから入ろうというて入って、そこのほかの課の中に入って行って、何かしようと思ったらできたということになって、それもセキュリティというのは、前は全然なかったということですね。
- 西川議長 企画監理課長。
- 宮川企画監理課長 今にお答えさせていただこうと思うと、職員が誰かほかの職員にパスワードを教えるということは、こちらの方ではあり得ないことなので、そういうようなことはないと思っております。
- 西川議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 それはあってはいけないことなので、それはそれでいいんですけど。ちょっと今、規制とか聞かせてはいただいていたんですけど、ちょっとここで⑤の方は今、言われたので大体、答えは聞かせてもらったんです。
次、⑥なんですけど、税務課においては入力とかにおいても、やっぱり人間がすることは100%ではないので、もし金額欄が間違っていたりしたら、マイナスを一遍起こして、また入力し直すとかもあるんじゃないかと私は思っているんですけど、こういった変更などの作業においては、管理者の許可などをもらう手順、どのようにやっているのかちょっとお聞かせください。
- 西川議長 企画監理課長。
- 宮川企画監理課長 今のは多分、伝票のお話だと思うんですけど、会計の方からの指示がありまして、まず、数字等を間違った場合は、一度、課内ではチェックするんですけど、もし会計から戻ってきた場合は、その間違った伝票をつけて、新しく修正して、再度、合議を取って、また会計まで届けるよという指示をそれぞれ出しております。
- 西川議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 そのチェック、新しく変更してするのを、最終は何人ぐらいでチェックをして、その伝票とかはずっとつづられていると思うんですけど、

それはいつからやっていますか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 会計の方でちょっと指示の方をもらっているんですけど、はっきりちょっと僕の方では。

○西川議長 会計管理者。

○西村会計管理者 今、企画監理課長が言いました、間違った伝票をつけて回すというのは、私も5月からなんですけど、28年度からではないかと思えます。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そういう伝票、変更した伝票とかは何年度からつづっているんですかということをお聞きしたんですが。

○西川議長 会計管理者。

○西村会計管理者 今ちょっと手元に資料がございませんので、後で回答させていただきます。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これはもう着服事件のことを聞いているので、このK容疑者がやったときには、こういう変更を誰もチェックせずにやっていたかということが一番の問題になってくるんやわ。こういうことをしっかり把握してもらわなあかんの、これを1人がもしやっていて、変更も何もやって、上の上司の許可ももらわん、全然、何もせんとなんと1人で皆やっていた。僕が2番目のときに言っていました、帳尻の合わせ方、皆知っていたと。これはもう完全な問題になるんやわな、これははっきり言うて。勝手に1人でやっていたかというたら。ここをはっきりと聞きたいんやけどね。ないということなので、あれなんですけど、これはしっかりとほんまに変更した伝票とか皆残しているかということと、これはほんまに1人でやっていたんやったら、このときは1人でやっていて、帳尻を皆合わせていたんかとなったら、この当時は何をしていたんかということになってくるし。

それから今、見つかってからもう1年以上たっているのに、その対策はどうなっているのかということも、これも問題になってくるのでね。副町長とかにちょっと聞きたいんですけど、副町長は4月から来て、この再発防止対策に対しては、どんな指示を出されましたか。お答えください。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 4月から私が最高情報セキュリティ責任者という立場になっておりますので、先ほど税務課長とか総務課長が申し上げたとおり指示をしているとおりでございます。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今の伝票とかの捜査をやっているのはどういうふうな、これは問題で僕が聞いているんやけど、そういうようなところはどんな指示を出して、どういうふうに伝票を残せとか。きっちりとやっていかなかったら、きのうも質問があったんやけど、第2の小島、第3の小島が出るというてんやさかいに、しっかりと指示してもらわなあかんのやわ。これに対してどう思いますか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 この間の監査にも指示をしていただきましたので、決済を必ずとるようにということで、私が就任してからは、そのような形で進んでおります。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで進んでいるということなので、またどういうふうに残しているかというのをきっちりと報告していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、ひとつ聞きたいんですけど、変更などの作業が前日あったと。そうしますと、普通、私も前にいた職場でよく見ていたんですけど、次の日に変更したとか、この人に入金をしたとか、お金を動かしたとか、会計室にもあるんですけど、次の日にこういった前日にどういう作業をやったかという配信データというのが出ているんですか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今、申されました配信データというものはございませんが、履歴につきましてはパソコンの財務会計のシステムを見る限り、はっきりいたしております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 パソコンで見るとは、全部がきのう何をやったかというのは見られるんですか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今、申されました、何を細かく触ったかというのは、その履歴の、パソコンの中にあるデータの履歴と、実際に新しく訂正した履歴を照合しなければ、そこでしかわからない状況です。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そういうのも、ちょっと前も監査のときに指摘させてもらったんですけど、やはり前日にこういうような作業をやった、後の確認というのが、そういう難しいのでしたらないし、これはシステムにもこういう問題があるんでしたら、前ので言うてる着服のときもそういうのがないので、上司のチェックができたらなんなん違うかということなので、これはシステ

ム上に問題があるんやったら、こういうことも出してもらわなあかんし、会計室にも、前のときにも言わせてもらったそういうのがなければ、次の日にお金がどこへ入ったかという確認がしっかりできてへん、どうしてねやとかいうと、なかなかそういうなのも難しいので、なかなか作業が遅れているということも聞いていますので、はっきりとそういう配信データが出ると、次の日に何が入ったか。それで、こういう変更は誰が行ったかというのものはっきりとわかればいいんですけど、こういうのはシステムに問題があるんやったら、またそういうところも考えてやっていかなきゃならないし、次の日にこれをチェックしていかないと、変更も勝手にされていた場合でもわからないとなれば、今現在においても、どうぞしてください、着服してくださいと言うてるようなもんやさかいに、ここら辺のシステム上の問題もまた変えていかなあかんので、そこら辺どう思っていますか、副町長。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 確かにおっしゃるとおりでございます。パソコンのチェックは、毎日、毎日ではできていませんので、おっしゃるとおりしていこうかなと思っています。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それはもう必ずやってください。そうでなければ、またこういう問題が出てきますので、そのパソコンのチェックが時間がかかるようでしたら、これも問題がありますので、やっぱり配信データが出るなら出るとか、そういうようなシステム上で変えられることがあったら、やっぱりそういうなのも仕事上やらなければいけないと思いますしね。

また、システムの変更で今、言われたんですけど、ちょっとお聞きしたいのは、会計室に間違った伝票が返ってくるというて、直すというのがあるんですけど、やっぱりこれは変更というのをはっきり言って重大な作業ですよ。管理者の許可がなかったらあれなんですけど、言うたらこの作業をやるには管理者のパスワードとか入れて、これをするようにせんだら、勝手にしていると、またこれは問題がありますのでね。その子が入って作業をしようと思ったら、管理者の許可で、管理者のパスワードを打たなできんとか、そういうシステムにはなっていないんですか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 今は合議で決裁を取ってきますので、そこで許可するという形になっておりますので、パスワードでということでは今はなっていません。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。やっぱりパスワードというの、管理者も誰が許可したかというの、きちっと履歴で残ってくるので、そういうこともき

っちりやらないといけないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それに対して、⑦と⑧でマニュアルとか職員への指導をきっちりとどのように行っているのかというのをお聞きします。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 まず、マニュアルにつきましては、平成28年度に情報セキュリティポリシーを作成しまして、今年度から本格的に運用しております。昨年度につきましては、それぞれマニュアルの説明研修も行いましたし、また、課長に対してのセキュリティの運用の説明等もいたしております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それに対してですけど、この着服事件を受けて、それ以後、どのような点、変わった点、こういうことをまた職員に強く指導しているというところは何かありますか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 まず、セキュリティポリシーが決まりましたので、今までポリシーを作成する上で委員会を設けておりました。その委員会を持続して、それぞれの各課に1名はその委員を置きまして、企画監理課、セキュリティ担当の課から全ての情報を下部の課員まで行き届くようにという体制づくりを行っております。

また、静脈認証等もする段におきましては、静脈認証をする意義ですとか、そういうようなものをわかっての静脈認証と、そういうようなシステムづくりを役場の中ではしてきております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やはり、この着服事件というのは、こんなことは二度と起きてはいけないことですし、はっきり言うて、インタビューに答えられて、全国に恥をさらしているようなもので、これをきっちり直していかなければ、イメージの回復は全然図れないと思いますので、そのようにしていただきたいと思いますし、これからシステムの変更等があったら、またお聞きしたいと思いますので、ちょっとそういうような点があったらまたお聞かせ願ひたいのと、職員への指導を強化したということがあれば、またお知らせいただきたいと思います。

ちょっと内容的に難しくなってこようかと思ひますので、あとのことはまた個人的に聞いて、ちょっとナイーブなことなので、あんまり言えないところも今あると思ひますので、きっちりとやっていただきたいなど。副町長も来られて、それに対して再発防止策というのは、きっちりとつくってもらわなければいけませんので、これからほんまにやっていただくことによって、絶対に起きてはいけないということですので、しっかりと行ってください。

よろしく申し上げます。

続きまして、2番の着服事件の報道に対してということでお聞かせ願いたいんですけど、報道が何回もあって、町に苦情がどのぐらいあったのかというのをちょっとお聞かせください。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 5月11日に報道されまして、放送以降、総務課には約30件の電話がありまして、税務課には5件、住民課に5件、電話では40件ありました。企画監理課の方にメールで12件、郵便で2通の苦情がありました。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 沢山の苦情があったということで、やはり報道によってこだけあるということなんですけど、やっぱりひどい苦情というのがあったと思うんですけど、その内容というのはどういうものだったんですか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 まずK氏の開き直った態度に憤りを覚えるというような内容やK氏が管理体制が甘いとかずさんであると言ったことに対する苦情や怒りの内容が多かったです。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そんな中、やはり町民の皆さんもこんなではもう税金を払いたくないという声などを聞くんですが、やっぱりそんなことを言われたことはないんですか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 それめいたことは言われる方もおりましたけれど、直接的に町民さんからそういったことはございません。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そういうようなことをよく聞くので、きちんとイメージ回復を図らないと、そういうような人が出てきたら税収も減ってきます。そうなってくるとやっぱり町の方の存続が危なくなってきますので、きちっと対処していただかないといけないと思いますし、次の③ですけど、町長に言うてくれというようによく聞いたんですけど、町長のところまで直接来たというケースはあるんですか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 この放送の件に関しては、ありません。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。苦情は大変多かったということなので、やはりそんだけ甲良町のイメージが悪くなっているということなので、このこと

に対してもきっちりと対処していただいて、税収が減らないように、払わないという人が増えてくると困りますので、よろしくをお願いします。

続きまして、3番の請求書の管理についてということでお聞きしたいんですけど、①の質問に入りますが、平成28年9月2日の記者発表においても、業者からの請求書を机の中に入れており失念したとか、自席の机の後ろのかごに入れており、支払いが遅れたなどとあったのですが、それ以外、各課において請求書などの管理はどのように行っているのかお聞きします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 総務課の方では、以前、私も企画監理課でしたので、請求書が来たら、とりあえず請求書に限らず親展以外はあけよと。あけて中身を出して、合議すると、これが公文書やということで徹底していますし、それで請求書がわかったら、起票漏れのないように担当者に渡してするように、総務課の方でもそのように指示はしております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 その請求書に対して、マニュアル等はできているんですか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 マニュアルというのはできていませんが、庶務規則でそういうふうに文書をしろとは書かれていますし、請求書の関係でも、この間の監査で指摘いただいたように、誰がどこを確認するかというような細かい取り決めを、今、各課で決めて、十分チェックするようにしております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 チェックは各課ごとにやっているんでしょうかね。どのように行っているのかが一番の質問なんですけど、会計室長が答えられるようになっているんですけど、どのようにされていますか。

○西川議長 会計管理者。

○西村会計管理者 先ほど総務課長が答弁いたしましたけど、請求書がまず各課に届きますので、各課でチェックができるようにと、届いているというのが皆さんで共有できると。それから、その後、伝票が切られているかどうかは、また各課の方でチェックされると。伝票を切られたら、今度その伝票につける添付資料が妥当かどうかというチェックを誰がするというのを決めていただいて、それで会計室の方に決裁が回るといような流れになっております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 チェック等はやっていると思うんですけど、請求書が来たということで、上司の方も来た時点でチェックをしなければいけません。そうすると、これが返ってきたかというチェックをまた上司がせなあきませんかね。そのときにこういう請求書が今日届いたと、これに対してこれはいつ回

したと、そういうチェック、連絡帳みたいなものはつけて、きちっと各課はやっているのか、そこら辺のチェックは各課はどうやっているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○西川議長 教育次長。

○福原教育次長 先ほど総務課長の方から、机の中の確認のことを言われて、確かに年に1回、2回の総務課への報告というのは行うんですが、これも去年、山田議員から指摘があったことで、教育委員会としては1回、2回の報告は総務課にするんですが、今言うように、請求書が入っていないかだとかの確認の方を何回か行っております。それについては、総務課の方には報告はしていないんですが、課の中で行っております。

あと、教育委員会としてこれからなんですけど、請求書が届きましたら、台帳をつくって、その請求書、担当者名前を書いて、印鑑を押して、それが処理できたかどうかというのをしようと思っております。そのことについて、また課長会の方で報告していきたいとは思っております。

○西川議長 住民課長。

○村岸住民課長 住民課におきましては、公文書扱いということで受け付けをして合議を行います。合議をするということで、受け付けをさせていただきますたら、文書收受簿に登録されるということになりますので、その登録状況に応じまして、請求書の管理を行っていきたいと思っております。

以上です。

○西川議長 小林保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 保健福祉課の方でも、総務課の手順と同じでございます。ただ、毎月払うもの、それから数回払い、委託料などで払うものは時期が決まっておりますので、日付も。その時点での確認をさせていただいていることです。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 建設水道課におきましては、総務課の答弁と同じでございますが、工事費等、金額の大きいものにつきましては、私の方で直接、いつ契約をし、いつ支払いをするという台帳をつくっておりますので、件数はしれとりますので、私の方で直接、管理をさせてもらっているところでございます。

○西川議長 産業課長。

○北坂産業課長 産業課におきましては、先ほど教育委員会が言いましたように、机の中の点検、1カ月に1回、個別のうちの方の課だけでやってはおります。また、産業課、特に補助金であるとか、そういうなのが多いですので、そちらの方については皆、合議に回してからの支払いということを心がけて

おります。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 企画監理課におきましても、流れは一緒なんですけど、一応、全員の目に触れるようにデスクの上にかごを置きまして、そこに請求書を入れます。そして、一日一日ロッカーの方に保管はするんですけど、要は今まで1人の目でしか見えなかった請求書を2人、3人というようなダブル、トリプルチェックというような形を組んでおります。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 税務課でも同様の処理をしております、ごく簡易なチラシ程度のものは全部には回しておりませんが、それ以外の公文書は一応、受け付けをして、課内回覧をして、私が最終チェックをしてというやり方をさせていただいています。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。聞かせてもらった中で、また課によって違うということがあるので、この辺のことも課長会などにかけて、きちんと皆さんで把握した方が良くと思いますので、課によって違うと問題が出てくるといけませんので、そういう課長会がせっかくあるんです、そこで課ごとじゃなしに全員がこういうようにやるというように、やっぱり僕は先ほどのいろいろ言われた中でも、連絡帳というのを言いましたけど、この件に関してはきちっといつ受け付けて、いつ会計室に回ったかというのきちっとやっていかなければ、また遅延が出たりしてはいけませんので、そういうようなことはきちっと皆さんで決める方がいいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、4番に入りたいんですけど、南部工業団地についてということで、きのうもいろいろと質問があったんですけど、きのうも言われたんですけど、進捗状況をちょっともう1回だけお願いいたします。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 企画監理課といたしましては、今、中間開発業者を募集中でありますし、また、建設水道課の方につきましては、中の道路の関係を池寺区の方に説明等を行っているという状況であります。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。次に、②に入りたいんですけど、きのうも言われたように、西明寺さんの方は工業団地に反対という声明を出されております。それで、3月に会っているということをお聞かせいただいたんですけど、それ以後はどのように話し合いの方が行われましたか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 まず、4月6日になるんですが、副町長も就任したということで、まず西明寺さんの方に副町長と建設水道課長と私が新しく所属になりましたので、挨拶に行かせていただいております。

その後、4月19日につきましては、建設水道課の事業説明に西明寺さんの方に建設水道課から2人と私と企画監理課の担当の者が4人で伺わせていただいております。

そして、直近で言いますと、5月23日になるんですが、議長の発行されたビラの内容につきましては、西明寺さんとしての考えをちょっとこちらから伺いに、副町長と私と企画監理課の担当とで訪問いたしております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、西明寺さんはどんなふうに言われているんですか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 西明寺様の方につきましては、木村議員の中でもお話しさせていただきましたように、基本的には反対であるということはおっしゃられていました。ただし、誘致する企業いかんでは協議にも応じていただけるというニュアンスでお話しいただいているというようなことは感じていませんというような、同じような意見でございました。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、③に入るんですけど、平成28年6月の定例会において、私の質問に対して町長が、「我々としては、共存共栄ということを大前提に、できることなら西明寺さんに100%のご理解をいただいて事業に取り組んでいきたい。法律だから強引に進めるということではなく、円満に話を進めたい」と言われております。それで、西明寺さんの理解は今後、どのように行っていく予定をしているんでしょうか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 ただ単にこちらからの意見だけを押しつけるのではなく、会話重視で進めていきたいと考えております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それは、やっぱり工業団地ということで計画にも上がっているんですけど、西明寺さんの理解を得るのは、大体いつまでにしようと考えているんですか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 特にこちらの方で日を決めて行っているわけではありませんが、企業誘致に向けての計画の中で、順次、西明寺さんとお話しさせていただいて、ご理解をいただくというようなことで進めております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。理解を得られなければ、絶対にいけませんので、理解を得られるよう今後も努力していただきたいと思います。

続きまして、5の質問に入りたいんですけど、地方創生の補助金について、いつも質問するんですが、現在、この補助金とかを使って行っている事業は何があるのかお聞きします。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 まず、大きなものでいいますと、最近ふるさと館を整備させていただきましたが、それについて在土区の方の拠点といたしまして、ふるさと館の整備をさせていただきました。

また、長寺西区におきましては、ゆずの生産拡大に向けて、今、事業に取り組んでおります。

次は、下之郷区といいますのは、旧給食センターを利用しました保育サービスの運用を実施いたしましたし、また、併せて金屋区の方で、空き家を利用した食の拠点事業を現在進めているところであります。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。そういった中で、金額的には最高は幾らまでやっているのでしょうか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 拠点整備交付金というものになるんですが、そちらの方で約8,000万円の事業を行っております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 8,000万が大体、上ということでよろしいですね。一番上ということで。わかりました。

続きまして、②の質問に入りたいんですけど、地方創生の補助金に対して、公開の義務があるんですけど、今後、町民の方からも聞かれていたので、そんなことせんでもいいのかということがあるんですけど、これは間違っていたらあれなんですけど、そういったことはやっぱりやっていかなければいけないのであれば、やっていただきたいと思いますけど、どのようにやっていくのかあればお聞きします。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 議員が申されますように、情報公開という点で間違いはございません。また、こちらの方といたしましての手法として、広報紙、広報こうらですとか、ホームページ等により公表していきたいと思っておりますし、また、会議等、推進委員会議というものがありまして、そちらの方は傍聴が可能となっておりますので、住民さんの方にホームページでお知らせはさせていただこうと思っております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。ありがとうございます。これからも、やっぱり町民の方も関心を持っておられることなので、また公開の方よろしく願いたいと思います。

続きまして、6の質問ですけど、空き家の活用についてということで、平成29年4月25日の中日新聞に載っておりました空き家取得の補助金、そういうことで子育て世帯空き家リノベーション（改修）事業費補助金のこと書かれておって、町は対策計画に予定あり、空き家バンクに予定ありとなっていたんですが、どのように進めていくのかお聞きします。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 まず、平成29年度に空き家対策計画を策定させていただこうと考えております。また、空き家バンクにつきましては、昨年、建設水道課が実施いたしました空き家実態アンケートの調査結果と併せて、総合戦略本部のまち・しごと部会で確認し、今後の事業計画を協議していきたいと思っておりますし、また、これは情報なんですけど、在士のふるさと館につきましても、古民家を利用したい事例だということで、読売新聞さんの方から取材に来られまして、この16日の読売新聞の差し込みの、滋賀県自治体の情報誌というのがございますので、そちらの方に掲載させていただくという、うれしい情報もありました。

以上です。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 よそがやっているところもあるので、こういうようなこともいいことですので、予定ありじゃなしに、もう予定いうか、もうそれで進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

次の7番に入ろうかと思ったんですけど、人事異動についてで①の質問ですが、全協のときに6月1日の人事異動のことを聞きましたので、5月1日に行われたと聞いていて出させてはもらっているんですが、そのことはもう、6月1日の全部の人事異動のことは聞かせてもらっていますので、このことについては副町長が答えるようになっているんですが、よろしいと思います。もう結構ですので、よろしく願います。

②の質問で、私の方もわかりにくく言っていたんですが、きのうの一般質問でも言われておりましたことなので、28年9月2日の記者発表のことで、こういうようなことがあったということで、きのう町長の答弁におきまして、処分を受けて反省しているということをお聞かせいただきましたが、きちっとここが私も不安になったことがありますので、しっかりとこういうようなことが行われたことによって、しっかりと反省をしているということでお聞

かせいただいているので、指導の方もきっちりと、副町長もいらっしゃるので、そういう指導の方もきちっとやっていただかなければ、やはり、何人もいる部署ではないと聞いています。そういうなので、目を通す人が少なくなっていますので、そういうような指導、ときどきのチェック等をここだけじゃなしにほかの課においてでも、チェックというのを毎月でも課長がやっていった方が僕はいいと思いますし、ときどきそういうチェックができていますか、仕事ぶりとかもチェックもやっていくのが課長の仕事だと思っていますので、きっちりとその指導をやっていっていただきたいと思います。課長に対しての指導も、副町長に関連してくるんですけど、副町長にしても課長にしても、これからもこういうようなチェックをどういうふうに行っているのかだけ、ちょっとお聞かせください。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 役場として、できるだけ年度途中の人事異動は避けたいところではありますが、今回やむを得ずということになります。今、伝票のチェックということで、会計室の方で各課ごとに、どれをチェックするかという全部の一覧表をつくっています。この人はこれをチェックするというのを全部、課ごとにやっていますので、それで今、動いているというところでございます。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 このチェック表も私どももいただきましたので、いいんですけど、ちょっと課の少ないところはどうしてもこの人が2つ、3つ、下手すると全部この人がやるようになっていっているところもあるので、そこら辺のことがありますので、もうちょっと広い目というか、この課だけではなしに、チェックをするのには、ほかの課からでも課長が行くとかいうチェックの日を決めてでもやれば、もっといいかと思いますので、これからそういうふうに行っていて、ほかの課長もほかの課のチェックに入るとかいうのも重要じゃないかと思っていますので、そういうようなこともまた考えていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

続きまして、最後の8の質問なんですけど、きのう質問されていると言っていたのですが、返還していないということだったので、これは返したか、返さなかったということだけでよろしいので、お聞かせください。

○西川議長 産業課長。

○北坂産業課長 昨年度の12月、3月議会で答弁をされていますけども、販売に関しまして、産業課の不手際で混乱を招いたことは反省しなければなりません、返還について必要はないと考えておるといところでございます。平成29年2月20日、会計検査院の实地検査を受検いたしまして、指摘事

項はなしということも確認しております。

○西川議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと私もわからないんですけど、会計検査院はチラシを見て、これでいいとか、悪いとか、そんなん検査するんですか。そこら辺に対しては入ったばかりでわからないと思うので、ただお金のやり取り、国からお金がこんだけ入って、ちゃんと使われているかの監査をしますという、チラシを見て、これはどこにできてたとか、ちょっと私は。これは、お金のやり取りだけであって、それとはまた別ですので、そんなことはよろしいので、返還されていないということと、行政としては返還する必要はないということをお聞かせいただきましたので、それでいいと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わります。

○西川議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。10時45分まで。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○西川議長 休憩前に続き、会議を再開します。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、一般質問を始めます。

最初に、通告書には質問の相手ということで、町長に質問している箇所が幾つかあります。今日の一般質問の配られたのを見ますと、それが全部変わっていますので、担当課、それから副町長が答弁されたとしても、私は町長に見解を求めてまいりますので、よろしく願いします。

というのは、最初の1番はいわゆる行政マンがどうなのかという認識を問うてのものではありません。政治家の一人としての町長の見解を求めていきます。そもそも国政の動向は、私たち地方政治行政にとっても多大な影響を与えるものであり、ましてや憲法は地方自治とも私たちの日常の暮らしにもかかわることですので、町長の基本的な政治姿勢の課題としてお考え、認識をお聞きいたします。

1つは、安倍晋三首相は今年の憲法記念日にビデオメッセージを寄せて、その中で「3年後の2020年には改憲が実施、実行できるようにする」と発言しました。これは憲法第99条で定められた憲法遵守義務を乱暴に踏みこむものとともに、憲法の枠内で政治を行うという立憲主義を無視した姿勢であり、いささかも放置できないと考えます。現日本国憲法の原則の1つである地方自治の位置を担う町長の見解を率直にお尋ねいたします。よろしく願いします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 改憲に関しましては、国政によるものでありますので、地方公共団体の議会の討論の場では、個人的な意見は控えさせていただきます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 おかしいですね。憲法に地方自治のあり方の原則が書いてあります。そのもとは大原則が憲法ですし、各法律の最高包囲を占める憲法ですので、個人的見解ではありません。そういう点では、この国政の状況をどう考えるのかについては、以前、北川町長はTPPに反対をする集会にも来られていますし、それから、県民会議のところにも首長の中に名を連ねていただいています。そういう点では、国政に対して物を申す、賛同する場合もあれば、批判をする場合もありますが、そういう点では、この点どう考えるのか、一切コメントができないということなんでしょうか。それとも、個人としても発言を受けて考えたというのを述べていただければ結構かと思えます。

○西川議長 町長。

○北川町長 今、総務課長が言いましたとおりであります。国のいわゆる国家元首、総理大臣の個人的発言も含めて、安倍晋三総理が発言したことは非常に重いと私は思っております。

したがいまして、改憲について私がどうのこうのと個人的にこういう議会の場でお話しするのは控えさせていただきたいんですが、ただ、国民の立場としてはやはり日本は敗戦国でもあり、そのことの反省をふまえて、平和国家ということをしっかりと認識した形で憲法も遵守して取り組んでいくのが国民の一人としては妥当かなとは思っています。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 甲良町としては、平和宣言の町の標識も立てているところでありまして、安倍首相の発言は憲法9条の中に自衛隊を書き込むという、非常に大変な中身であります。そういう点では、平和宣言にも背く中身と考えられますので、ぜひともいろんな立場で見解を示していただいて、この改憲が実行されない方向でのアクションなり、また発言なりをお願いしたいと思っています。

2つ目に、現在、衆議院でテロ等準備罪法案が強行成立の後、審議されています。この法案は、過去3回とも廃案になった共謀罪法案の本質そのものを引き継いだものと考えます。テロ等準備罪に名称だけ変更しました。共謀罪法案が準備行為を対象とすると答えていますが、金田法務大臣の答弁で相談、合意、話し合いという国民の日常生活の心の動き、スマホでいえばフェイスブックやラインなども見ることができるというのも答弁の中で飛び出してきました。捜査の対象とした本質は変わらず、現体制の政治への批判など

の声を委縮、抑える狙いがあるとの批判が強まっています。同時に、7割を超える世論が、この法案は説明不足だと答えており、6割近い方が今国会で急いで成立させる必要がないと回答されています。これについても町長の認識、見解をお尋ねします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 この件もですが、まずテロ等準備罪法案は衆議院の本会議で可決をされています。今現在、参議院で見送られています。この件についても、先ほどと同じで国政に関するものでありますので、こういう場での個人的な意見は控えさせていただきます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 最初に言いましたが、政治家の一人としての町長の存在がありますので、さまざまところでこれについての見解、または正当に国政が運営をされて、国民の主権のもとで運営されることを求めて発言、行動をしていただきたいと考えます。

2つ目に進みます。本町の課題は、それぞれあると思いますが、岡田議員の質問にも答えて、公約実現の半ば、それから、実現ができたところなどをお話しされました。10月の町長選挙で続投されるか否かにかかわらず、私は、甲良町独自の課題は変わらないものと考えています。幾つかの課題に絞って、町長の見解をお尋ねしていきます。

きのう、岡田議員の質問に答えて、公約の実現に向けて現状認識、それから、町長としてどのように指示を出されたのか、つまり、全般に渡って私は今、求めているわけではなくて、中心的なこういう部分を頑張れよということで町長がそれぞれのセクションで示していると思うんですね。それをこの10月に任期を、2期の8年の状況を迎えるにあたって示していくべきでないかなと思いますので、よろしくお願いします。

1つは、どこの自治体もそうですけども、甲良町の中心的な課題はやはり命と暮らしを守る、その政治の役割、行政の役割は非常に大きいと思っています。そこで、1つは甲良町では健康寿命が県下で一番短い町だと指摘をされてきました。講座も受けてまいりました。それで、どのような改善策を講じるように指示されてきたのかお尋ねをします。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 甲良町の死亡原因のうち、特に多い心筋梗塞、脳血管疾患等の発症を予防していく対策を実施しております。国民健康保険の特定健診の受診率を上げるために、検査項目の充実、健診の個人負担金を無料にして受けやすくしております。あと、受診率は55%前後を維持しており、県下では1、2番目の高い受診率になってきております。保健指導率も高い状

態でございます。また、昨年度からがん検診と特定健診の同時実施という総合健診体制も整えて実施しております。

以上です。

○西川議長 町長。

○北川町長 甲良町は健康寿命が低いということは、かねがねから言われております。そのことに対して私も危惧しておる一人でもございます。特に甲良町で代表的な疾患というのは、いわゆる透析をしている人が非常に多い。これは、いわゆる糖尿病と関連ももちろん関連するわけでありまして、もともとの原因は食事での塩分の取り過ぎ、これが生活習慣で繰り返されることによって、その蓄積によって糖尿病の併発を起こすというようなことでもあり、腎臓疾患にもなり、そして、それがひいては週3日、透析を行わなければならないというようなことにつながっているのかなと思っております。

そういう中で、健康寿命を伸ばす、元気でいつまでも暮らせて、それで最後は家庭の見守りでというのが、私は一番すばらしい理想ではないかなと。というようなことで、今年も2回、そういう面でのエキスパートの、藤井病院の雑賀先生にも公民館に来ていただいて講演をしていただきました。私もその前段で、甲良町はそういう意味では塩分は非常に取り過ぎであると。世界の平均は1日の摂取量が5グラム、日本人は今、男性が8グラム、女性が7グラムというのが目標であります。現実には男性が11グラム、女性が10グラムというようなことで、もうはるかに数値を超えているというようなことから、せめて目標値に近い7グラム、8グラムまで落とせるような生活習慣をつけるのが大事やというPRを保健福祉課を先頭に啓発をしていただきながら、そうした病気の予防に取り組んでいっていただきたい。

子どもたちの給食にも、そのことは影響していると思います。というのは、1市2町で給食センターを2年前に開設をいたしました。それから後、議員の皆さんからも随分と意見をいただいているのは、食事が水臭いと、そういうお話でした。これは、給食センターの管理栄養士が塩分を若干抑えすぎ、1回の摂取量が4グラムぐらい抑えるというようなことで管理栄養士がスタートからそういう形で指導をし、実践をし、そして、子どもたちが塩分が少なめでもおいしい感覚、舌感覚ができるように指導をしていただいているというようなことでございます。日常生活、日本人は味噌汁とかお漬物とか、塩分を取って当たり前の食事が習慣づけされていることが非常に大きな原因になっているのかなとも思っておりますので、保健福祉課の方でそういう部分を皆さんが認識して、改善をしていただけるようにPR、指導をしているというのが実情であります。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 町長の認識を詳しく述べていただきましたが、以前の講座の中で、今、透析、塩分の取り過ぎの話が出ましたが、腎臓疾患、肝臓疾患、そして、高血圧と。そして、死亡率で見ますと、がんの死亡率は甲良町の場合、低い。つまり、そこで講師が言われたのは、そこにかかる前に肝臓疾患、腎臓疾患になっちゃうんだと。だから、全国的なレベルから見れば、がんでの死亡率が少なくなる原因は、喜んでばかりいられないよという保健師さんのレクチャーがありましたが、そういうなのも含めて、町長を交えた課の中での議論、甲良町の町民の健康をどう守ろうかという点で、指示を受けながら、その認識で取り組まれてきたという点は間違いありませんか。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今、議員がおっしゃられたとおりでございます。一人一人の住民を大切に、個人に合った指導を繰り返し実施するというのをずっと行っております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、2番、3番は関連がありますので、続けて聞いてみます。

全国的にも地方、とりわけへんぴなところに人口が増えるという、総務省のデータが示されています。それで、Iターン、Uターンを含めて、若者の定住策、誰もが安心して住むことができるため、どのような具体策を講じるよう指示してきたのかということです。

上記との関連で、本町の人口減少の原因、これをどのように分析をされてきたのか説明をお願いします。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 まず、若者定住等につきましては、昨日、岡田議員のときに町長が申しましたマニフェストにも入っておりましたが、今現在、中学生までの医療無料化ですとか、子育て応援金の創設、または今では子育てアプリをつくりまして、皆さんに配信しているというようなこともございますし、または、今、空き家バンクに向けての事業も進めております。

そういうような中で、関連して本町の人口減少の原因をどのように分析してきたかというようなご質問なんですけど、こちらの方につきましては、皆様ご存じのように、甲良町人口ビジョン総合戦略というような中にもうたっておるんですが、出生数が死亡数を下回る自然減よりも、転入が転出を下回る社会減、または県外の大学等に進学された方が、大学の進学先で就職を機に転出をされてしまうというような原因をこちらの方では分析して、そちらをどうあがなっていくかというのを考えております。

○西川議長 西澤議員。

- 西澤議員　それで、27年2月20日の総務常任委員会で示された若者の意識調査をされています。回答数は大変少ないわけですが、それでも1,000人を対象にしながら261人から回答がされました。その集計がされています。そして、その自由意見欄、それぞれの課題ごとに自由意見があるんですが、最後のところにアトランダムで課題をどう考えますかというので、意見を述べておられるわけですが、甲良町若者定住移住支援に係る町民意識調査というのが発行されています。これは、担当課も読まれていますか、町長も目を通されていますか。
- 西川議長　町長。
- 北川町長　目は通しております。
- 西川議長　企画監理課長。
- 宮川企画監理課長　当時、私の方も総務課にいましたので、通読はしております。
- 西川議長　西澤議員。
- 西澤議員　それで、私が注目したのは、区長会でもその27年度のときに事務局の方から提起をされたそうですけども、行事などが多く、束縛を受けることが多過ぎる内容が自由意見の中に書かれています。つまり、自治の問題ですから、私はそのときも発言をさせていただきましたが、自治の問題ですから、自治の運営について踏み込むことはできませんけども、適切な指導なり、アドバイスなりが可能なのではないかとということで提起をさせていただきましたが、その点についてどのような取り組みや方向を示されておるのでしょうか。
- 西川議長　企画監理課長。
- 宮川企画監理課長　その調査をもちまして、まずは戦略の中でも基本的にしゃべるんですが、まちづくり協議会の中に区長様と各字の村づくり委員長様がおられますので、その中でいろんな字の意見等も酌み上げる場として、甲良町としては位置づけております。その中で、どのような事業を具体的に進めているかと言われますと、現在のところでは特に進めているというような事業はございません。
- 西川議長　西澤議員。
- 西澤議員　それで、私がぜひ提起をしていきたいと思っていますのは、つまり、自治いわゆる各区、これが自主的に取り組むのは、それはそれで縮小しようとか、合理化しようとかいう話し合いはされています。私のところの在士の場合も、若者がもうごろっと減りまして、今年のみこし担ぎの担ぎ手がない。どうするかというので、区の役員さん、それから、神社の総代さんがそろっていろいろ論議をされて、縮小、合理化を一步されました。そういう

点では、自治の役割が果たして動いているわけですがけれども、同時に、行政の関与、その中でやはり自治会が取り組まねばならないなあと思っちゃう中身も結構あるんですね。だから、そういう点では行政の指導、それから行事の組み方の適切なアドバイスが要るのではないかと思いますので、そこはどのようにして自由意見に多くある、字の取り組みが多過ぎるという課題に対処される予定ですか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 西澤議員の質問に対しては、今、若者の地域調査を中心にお話ししていただいていると思うんですが、今まで字の行事といたしましては、今でいうと高齢になられた方々からずっと行政が、言葉は違うかもしれませんが、当たり前のように字に頼んできたものが、ひょっとしたら字ではなくて、行政でもできる、または行政がいろんなアイデアを出すことで区民の方の体力等も考えて、いろいろ精査できるのではないかとというようなことも西澤議員の方から指摘もいただいておりますので、その点は役場の中で毎年、予算のヒアリングの中でもその話を持ち出しておりますし、また、2、3年前から役場の方でも予算を立てる前には、各課の事務事業をそれぞれ精査しておりますので、その中で各区にどうしていったらいいのか、または行政としてどういう立場で行けばいいのかというのを今後も考えていきたいと思います。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 自治の育成、醸し出す、そういう役割と同時に、それを育てていく行政と区の対等な話し合いができることをぜひとも心がけて進めていただきたいなと思っています。

次に、税金の横領事件について幾つか設問をさせていただきます。

1つは、5月11日に逮捕という重大な局面になりました。そこで、一番に考えたことは何かということなんですが、5月11日の会見、それから5月12日の全協で町長が心境を語っておられます。その部分について、補強することなり、それから、改めて見解を述べていただく内容があれば、ぜひお願いいたします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、元税務課職員がその立場を利用して横領事件を起こしたことでありますので、町民の皆様には深くおわび申し上げます。再発防止に向け、万全を期すため、今、第三者委員会で原因究明や再発防止の意見の提示をいただいております。職場風土の改革に関する協議などを進めておりますので、一日も早い信頼回復に努めてまいりたいと思います。

○西川議長 町長。

○北川町長 今、総務課長が言いましたように、こうした不祥事が予想外に発生したというようなことで、私どもも憂慮をしているわけですが、長い間の捜査の一つの区切りとして、5月11日に逮捕というようことになりました。昨年の11月29日に告訴をさせていただいてから、非常に長い期間になっておりますが、なかなか捜査の方も進展をしていなかったというような部分もあったのかどうかは私らも確認はできませんが、その中で警察の方も一生懸命頑張っていたいただいた結果、こういう形で一区切りができたということに対しては、ほっとしているということ同時に、こういった一連の大きな着服事件を起こしたことに対して、町民の皆さんをはじめ多くの皆さんにご迷惑をかけたことに対しては、大変申しわけないという思いでいっぱい記者会見もさせていただいているようなことでもございますし、再発防止に向けてしっかり取り組んでいくということもお約束もさせていただきながら、5月末には再逮捕、起訴というようことにもなりました。

これからは、まだ刑事裁判もこれから進みますが、税務課長が言っていますように、我々としては民事の方で被害額の確定を一日も早くして、それに基づいて民事裁判の方も同時並行できるように、急いで取り組んでいきたいなとも思っております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 突然、逮捕というように会見でも言われたと思いますが、逮捕直後の全協で説明されています。そして、町民の声は、またマスコミの関係者のほとんどが、やっと逮捕になったかというのが実感です。それで、逮捕になった要件、5月11日についても44万、追加の再逮捕についても百六十数万円ということで、まだ2件がなったところです。ですから、あとの起訴に至るまで、報道ではまだ起訴というのは聞いていませんが、今日になり、公判に進んでいけば、その3,000万に近い、そういう証拠が出てくるのか、そういう点では注目をしたいところです。

そこで、本人の許せない犯行はもちろんですけども、容疑者の言う帳尻を合わす、それから、必要なら変更することをずっとやっていた。これは関テレの取材、去年の7月12日に放映されていますが、そういうことを言っているんですね。税務については、この容疑者がインタビューで言っていることはどういう意味だというように理解されましたか。そして、それは容疑者がつけ込んだ行政上のすきを指摘、盗人たけだけしいわけですけども、していると思いますが、その見解をお願いします。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 税務のシステム上、修正ができる仕組みになっておりました。また、当時は本人への信頼の上、1人に仕事を任せていたことから、チェッ

クができていなかったということで、こういうことが起こったとは考えております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 12日の全協でも私は指摘をしたんですが、そこで、町長の税務関係に対する理解度について、現在どういう理解度なのかをお尋ねしたいと思います。全協でマスコミの取材に対しても、税務を知り尽くしているわけでもないと言ひわけをたびたび言われています。議員も長くされ、そして、町長もこの10月になれば8年です。

そこで、収入の部、予算額、決算額、収入未済額、つまり、滞納額の算式であらわすと、予算額、つまり調定額ともなる場合があります。マイナス決算額は未済額です。そこで、実際、町民が納めたのに、容疑者が着服をばれないようにデータを操作したわけで、操作をしない場合は未済額が増えます。帳尻を合わすとは、予算、つまり調定額を着服に合わせて、故意に減額する意味でないのかという点はどのように思っておられるかお答えをお願いします。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 調定額を変更するということは、犯行を表に出さない、隠すという手法にはなるかとは思いますが。その辺も今、捜査の段階で断定的なこととは言えませんが、あり得ることやとは思いますが。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 これは、正常な決算であれば、調定額を故意に変更する、つまり、いろんな事情が生じて調定額を変更する場合があります。けれども、そういう犯行とかかかわってきますので、これは全くのコンピューターをいじった改ざんにも当たるし、証拠隠滅にも当たるということによろしいですか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 今、言いましたように、そのあたりは捜査中ですので、はっきりしたことは言えませんが、警察の方にお任せしているという状態です。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、刑事事件のことではなくて、通常だと、そういう調定を変更することはないんですよということで確認をしたいんですが、どうなんでしょうか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 通常、理由なしに調定を変更することはございません。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 3番に行きます。新聞報道では、出てきた192戸分の納付書の合計が約2,900万とされています。これはいつの時点で町が掌握をした

金額でしょうか。

- 西川議長 4の6ですか。
- 西澤議員 間に何かデータが入ってしまって、4の方に行っているけども、3です。大きい番号が変わっています。
- 西川議長 4の6やな。
- 西澤議員 4の6です。
- 西川議長 ちょっと飛んでいますけど、4の6。税務課長。
- 中川税務課長 ご質問の確認です。新聞報道で出てきた192戸分の納付書の合計約2、900万をいつの時点で把握していたかということによろしいですか。
- 西澤議員 そうです。
- 中川税務課長 これにつきましては、昨年2月10日です。
- 西川議長 西澤議員。
- 西澤議員 すると、これはかなり早い段階で、つまり2月10日ですと3月議会も進んでいますし、その段階では議会には金額は言うことができませんというので、前任の税務課長が答えていますが、それはどういう理由からでしたか。
- 西川議長 税務課長。
- 中川税務課長 捜査が始まった時点ということもありますし、これは小島容疑者を懲戒免職するまでの間に、自分が改ざんしたデータ、金額を含めて確認をしていたデータですので、この時点では、2、900万という金額は把握していましたが、それが本当にそうなのかという確信ということまでは行っていなかったのも、金額だけが一人歩きすると困りますので、そういう配慮があつてとは思っております。
- 西川議長 西澤議員。
- 西澤議員 わかりました。飛んでいますけど、4の7、町の被害額が3、000万円を超えるとたびたび答えておられますが、何を根拠にそういうように認識をされているものがあるのかどうか、お願いします。
- 西川議長 税務課長。
- 中川税務課長 まず、着服された金額のほかに、事務的な経費もあるということもお知らせさせていただいています。約300万。それに加えて、もう既に警察にも資料提供しています部分で、超えるであろうということが見込まれる部分があるということと、今6、000件のデータということで整理をしております。その中にもどれぐらいあるかは、まだはっきりはしていませんが、あるのではないかとということを含めて、超えるということでお答えをさせていただいているところです。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 それについては、今現在でも3,000万を超えるということは、証拠上も、それから、町側の認識上も確証があるということで理解していいんでしょうか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 何べんも言いますが、額についてはまだはっきり私どもも掌握はしていませんが、警察の捜査と先ほどの6,000件データの整理ということでは、ありそうやとは考えております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、次に進んでいきますが、4番の項目ですが、この問題では、町長みずからの問題であり、それが発覚したわけです。正面からぜひ向き合ってほしいというように思わざるを得ません。そこで、北川町長自身の疑惑として、行政トップの姿勢が改めて問われているにもかかわらず、6月1日付の町民の皆様へとした文章には、この延滞金の返金問題は触れられていませんでした。5日の全協でも、それから6日の開会挨拶でも、一言もこの問題についてのおわび、反省がありませんでした。これらは指摘を受けておわびをしても、やっぱり本心から出てきたのかなと思わざるを得ません。だから、そういう点ではやはり本心から申しわけないことをしたというようにぜひとも進んで述べていただきたいと思っています。

そういう中だからこそ、これは私が思っているんですが、前町長と約束があったと聞いたとか、就任して間なしだったとか、最後には税務課長に任せていたなど、他人のせいにする言葉が飛び出してくるではありませんか。そのことをしっかり押さえていただいて、誠意ある答弁をぜひお願いします。

1つは、返還した理由ですが、これはもう既に全協などで、それから記者会見でも傍聴させていただきましたのでわかりましたが、税法に基づいた返還でないということが明らかになって、町側のミスは何らかあったんでしょうか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 返還した、課税のミスがあったかどうかということを知られていると思うんですが、金額的に課税ミスということはございませんでした。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、Aさんには直接会って、丸山元議員と事情を聞かせてもらった関係から、それ以前の固定資産税の評価をめぐってトラブルがあって、税法ではないけども、町の対応の分で半分引いたというようにされたのでしょうか。

○西川議長 町長。

○北川町長 そのとおりです。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、公金の支出ですから、これは合意書ないしはおわび状が出されてしかるべき問題であります。

そこで、もう一つは税法に基づいた返還でないことを認めておられましたが、同席をされた名前まで言われていますので、ご存じだと思いますが、返還してはならないとたびたび助言されたのではないかというように私は思っていますが、どうなんでしょうか。

○西川議長 町長。

○北川町長 そのことは一応、内部協議のメンバーの中に、県の徴収チームの職員もおりましたので、その職員からはそういう指摘はございました。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、内部協議に参加をした方は誰々になりますか。

○西川議長 町長。

○北川町長 全部で5人です。記憶しているのは。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう内部協議があったとしても、町長の決断抜きに税金の返還はできないというのは、よくご存じだったと思いますが、それはどうなんでしょうか。

○西川議長 町長。

○北川町長 私もそこらは言いわけするわけやないですけども、就任直後でしたので、皆さんの意見を聞いて、最終的に判断をさせていただいたということです。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、差し押さえた金額、何年度は言っていますが、もうこれはわかりましたので、結構です。

それから、延滞金の一種で差し押さえた際は、差し押さえ調書に延滞金は含まれているものと理解をしています。実際の差し押さえ調書も私はもらっていますので、中身がわかります。これも結構です。

それから、4番目の返金していない残りの半額、これはどのように入金をされたのでしょうか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 入金というか、そもそも全額を入金していただいていますので、返還された金額以外はそのまま役場の会計に入っているということでございます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 5番の差し押さえた税金の一部、約15万、よく調べて、会見でも明らかになったんですが、17万近い金額を返還しているため、データ上は未納状態となっているはずですが、Aさんは未納とはなっていないで、残りの半額が本当に役場の金庫に入金されているか、自分の目で確かめたいと言っておられました。未納とならない処理をしているのではないかという疑いが関テレの取材でも報道されました。そうしたのであれば、いつ処理をしたのか。そして、この手法が容疑者がインタビューで話をしている、帳尻の合わせ方ではないのかというように思いますが、見解をお願いします。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 調定変更が平成25年10月21日になされております。その理由としては明らかにはなっておりませんので、わかりませんが、調定変更はされているということでございます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、当時、容疑者はAさんの返金の事実を知り得る、知っていたか知らないかは直接聞けませんので、知り得る立場にいたことについては間違いないと思いますが、それはどうですか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 その当時の担当者ということで、そういう処理をしたということは間違いないとは認識しております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、調定額をこういうようにして変更になりますと、このケースだけではなく、何十万、何百万もそういうようにして調定変更されたとなりますと、これは決算における未収金の信頼性が以前も指摘をしましたが、総崩れになりますよね。そういう点でも、この山田裕康議員がデータの管理の問題で指摘をしましたが、そのことに進まないで、今後の甲良町行政の実務上の信頼が本当に回復できないと思っておりますので、そのことを指摘させていただいておきます。

○西川議長 町長。

○北川町長 西澤議員に申し上げておきたいのは、この当事者はここには私の友人と書いてあります。この前の説明をさせていただいたときには、友人でも知人でもありません、その経緯も若干はお話をさせていただいたと思っています。

本当に私ははっきり申し上げますと、この当事者とは平成8年、私は記憶があります。平成8年に彼が今、問題の固定資産税の工場、それが長寺地先、九条野にあります。その九条野の自分の向上の周りの土地を買いたいと、そういう話がありました。それは、平成8年です。当時、私はもう議員をして

おりましたので、そのことによって、その周りの地権者の人も皆、私の会社の事務所に呼んで、当事者も呼んで、その中で地権者と、いわゆる当事者の間で売買についての話し合いをしてもらうセッティングをしました。ところが、一方的な話になって、地権者の皆さんが全部もう退席されるような状況にまで雰囲気になりました。そこで、彼は私も含めて、私の事務所の椅子を蹴飛ばして、私の胸ぐらをつかんで、ボタンを皆引きちぎって暴れたというようなケースもありました。それから後、20年以上、彼とは今の問題で役場にどなってくる以外は、話をしたことは一度もないんです。だから、友人でもない、ましていわんや、返せ、返せと言いに役場に来るたびに何を言ったかということも、この際だからはっきり言うときます。

私の娘が平成4年に交通事故で11歳で死にました。そのことを22年の、来たときの2月に、「お前の娘が死んだんは、わしの金を取ったから、ばちが当たったんや」と、こういうことを言うんです。そこまで言われとるんです。そして、去年10月に来たときも何を言ったか。「家族がどうなってもええのか」と。そういうことを言われる人が、私は友人でも、知人でもない。友人というたら、心がある程度は開けて、相談できる人間が友人関係です。知人というたら、久しぶりやねと、ええ天気やねと、元気にしているかとそういう会話ができる人が私は知人やと思っています。そうでない人は全部、他人やと思っています。そこのところを理解してもらいたいなと思います。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 本人は、友人で、ゴルフもするよというて、取材に応じておられましたし、僕が直接、会ったときも、そういうことを言っておられました。返金の理由が、おどかしであれば、その7年前、8年前、別の告訴をして、強要罪で告訴をしておくべきだったと。返金した理由が、税法に基づかない、別のおわびの内容だったという点ではとんでもない内容だと指摘をさせてもらっておきます。

次に、人事管理の問題に移ります。まとめて聞きます。どの職員に対しても地方自治で定められている全体の奉仕者としての職務、これを執行する、指導する、管理する義務が特別職にあると思います。その点で見解を求めます。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 西澤議員のおっしゃるとおりだと思います。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 すると、おのずと行政トップの責任は明確だと思います。それは、町政の運営においても、人間としてのモラルに照らしても、全体の奉仕者の模範を示すことではないかと思うんです。具体論で言いますと、町長のリー

ダー性、職員に信頼される心得でいえば、プレミアム商品券の購入をめぐる、町長は違法でない、会計検査院からも不正だと指摘を受けていないから何の問題もないかのような、反省もしていない考えを示されましたが、私はそうではないと思います。

そもそもこの制度は、持続的、継続的な暮らしの支援ではないという点で弱点を持つものですが、住民の生活支援と消費喚起を目的にしたものであります。この趣旨から見て、施策の責任者である町長が率先して限度を超えて購入したことが、道義上許されるわけではないことは明らかです。

加えて、この長年の知人、知っている人、そういう付き合いのあった方と本人は言われています。差し押さえた延滞金の半額、法律を破って返還するような不公平を欠くことをやっていて、職員に奉仕精神でと訓示しても、説得力があると思いますか。その点、副町長ではありません。町長がしたんですから、町長の指導性についてお尋ねします。

○西川議長 町長。

○北川町長 このことについては、コメントは控えますが、私は精いっぱい頑張ってきたという思いはあります。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 精いっぱい頑張ってきたというのは、よくわかります。Aさんもそのことは評価をされていました。つまり、「いろいろ苦勞をされてきた幼少のころ、小さいころの実態をわしは一番よう知っている」ということから、「北川町長がその点、乗り越えて頑張っているのはわかる。けども、この不祥事やらを正面向いてほしい」と。そして、「職員をきちっと指導できる立場に立ってほしい」と本人も言われています。上申書には、そのことは書いていませんけども、何回も私が本人さんと会ったときに、そのことを言っておられましたので、加えておきます。

町長と副町長の特別職にこそ、法と行政規則に基づいた指導、監督が求められていることを改めて厳しく指摘しておきたいと思います。

2つ目に、心の問題のことですが、この点についての取り組み、説明をお願いします。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 休職している職員については、医師の診断に基づく処遇をしています。療養復帰を保障する体制は確立できていると思っています。受け入れる側もスムーズな職場復帰ができるような体制を心がけています。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 このことを掌握しようと思えば、有給休暇の消化率、それから、残業時間の状況、これは掌握されていますか。

- 西川議長 副町長。
- 大橋副町長 はい、しています。
- 西川議長 西澤議員。
- 西澤議員 各課ごとの状況はどうでしょうか。
- 西川議長 副町長。
- 大橋副町長 全て総務課の方にデータがありますので、調べればわかります。
- 西川議長 西澤議員。
- 西澤議員 今現在、有給休暇の消化率はどの程度なんでしょうか。
- 西川議長 総務課参事。
- 橋本総務課参事 今データを持っておりませんので、また後で回答させていただきます。
- 西川議長 西澤議員。
- 西澤議員 人事のところでは、3番目のところですが、6月1日、それから5月1日で異動がありました。やむを得ない事情もあるかと思いますが、そこで手薄にならないようにと、着服事件が最重点で取り組まれるところですから、議員有志で申し入れを行いました。この状況については、適正に管理をしているということなんですが、その見解と、それから、副町長がきのう、職員に意向を尋ねたということがありましたが、その病んでおられる方に直接、私は聞かせていただきましたが、意向は聞かれたことはありませんというのをはっきりと答えておられます。4月3日の異動の発令直後の日に、私は役場前で甲良民報を配らせてもらって、職員を励ますつもりで行いました。そのときも、2人は本当に心が折れそう、真っ白というように言っておられましたが、その点について見解を求めます。
- 西川議長 副町長。
- 大橋副町長 当時、休んでおられる方がほかにもおられましたので、その人たちには職員を通じて聞き取りというのか、内容を聞いています。今、休んでおられる方につきましては、1人は関係者がいますので、その人から、もう一人は私が直接、家まで行って聞き取りをしています。
- 西川議長 西澤議員。
- 西澤議員 最後になりましたので、引き続いて着服事件の全容解明と、それから、行政の歪み、それから、自身の歪みや弱点や誤りについて真摯に向き合ってもらって改善を求めて、住みやすい町やと言ってもらえるように、私たちが努力をしまいることを申し述べて、終わらせていただきます。
- 西川議長 西澤議員の一般質問が終わりました。
- 以上で、本日の日程は全て終了しました。
- 本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午前 11時45分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 西 川 誠 一

署 名 議 員 田 中 章 浩

署 名 議 員 山 田 充